

役員を選出規程

(総則)

第1条 本規程は、定款第22条第1項に定めるこの法人に置く役員を選出に係わる全般的な事項を定める。

(選出数)

第2条 通常総会までに、通常総会終結の時に任期満了となる役員を選出する。

2 細則第15条に定めるその他に必要な理事5名以内の選出数は必要に応じて理事会において定める。

(関連規程類)

第3条 役員を選出は、定款、細則および本規程に定めるもののほかは、下記規程細目および申し合わせによる。

「役員候補者選定・選出規程細目」「役員候補者選定申し合わせ」「役員を選出スケジュールなどの申し合わせ」

(投票の有資格者)

第4条 役員を選出における投票の有資格者は、毎年12月20日時点における正員とする。

(付則)

1. 本規程は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本規程は平成3年5月24日より施行する。
3. 本規程は平成11年4月19日、理事会において一部改正。
4. 本規程は平成12年4月26日、理事会において一部改正。
5. 本規程は平成18年10月13日、理事会において一部改正。
6. 本規程は平成23年7月29日、理事会において承認制定。
7. 本規程は一般社団法人電気学会の設立の登記の日から施行する。
8. 本規程は平成28年10月6日、理事会において一部改正。